

「元京都市立植柳小学校跡地活用事業」及び「西京区総合庁舎整備事業」に係る
 手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第2類事業※）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
 ・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地
 において実施されるものに限る。

	元京都市立植柳小学校跡地活用事業	西京区総合庁舎整備事業
令和2年1月29日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)	
2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始 	
2月4日		配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
2月10日		<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口、西京区役所、洛西支所及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（意見2件） 	
3月3日	意見書の写しを事業者へ送付	
3月9日 (本日)	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了
(以降)	事業者から意見書に対する見解書の提出	
	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口） 	
	事業者から配慮書の提出	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口等及び事業者ホームページ） （環境影響評価手続の終了）	

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

